

「ウィンカー装飾品」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁
平成 23(ワ)9404・平成 24 年 6 月 7 日（26 民部）判決＜請求認容＞

【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号（商品形態の模倣）、同条 4 項、同条 5 項、損害額、
訴訟費用

【主 文】

- 1 被告は、別紙被告商品目録 1 ないし 4 記載の各商品を製造し、販売し、引渡し又は販売若しくは引渡しのために展示してはならない。
- 2 被告は、前項の各商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、8 万 5 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 3 年 8 月 5 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを 3 分し、その 2 を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 6 この判決は、第 1 項、第 3 項及び第 5 項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告（株式会社フォーチュン）は、自動車用品の販売及び卸業等を目的とする会社である。

被告（株式会社オートクラフト）は、各種自動車用品、部品の販売等を目的とする会社である。

(2) 原告商品

原告は、平成 2 1 年 1 2 月 9 日から、別紙原告商品目録 1 ないし 4 記載の各商品（以下、併せて「原告各商品」という。）を販売している。原告各商品は、ドアミラーにウィンカーが設けられている自動車において、そのウィンカーの周囲に取り付けられる装飾品である。

(3) 被告の行為

被告は、平成 2 3 年 2 月から別紙被告商品目録 1 ないし 4 記載の各商品（以下、併せて「被告各商品」という。）を販売しており、被告各商品は、原告各商品と同一の用途に用いられる装飾品である。

2 原告の請求

原告は、被告の行為が不正競争防止法（以下「法」という。）2 条 1 項 3 号

の他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡などする行為に当たるとして、法3条に基づき、被告の行為の差止め及び被告各商品の廃棄を求めるとともに、法4条に基づき、900万円の損害賠償及びこれに対する本件訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

3 争点

- (1) 被告各商品は、原告各商品の形態を模倣した商品であるか（争点1）
- (2) 損害額（争点2）

【判 断】

1 争点1（被告各商品は、原告各商品の形態を模倣した商品であるか）について

(1) 法2条4項によれば、「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

証拠（甲1の1～9、甲2の1～9、甲3の1～9、甲4の1～9、甲5の1～9、甲6の1～9、甲7の1～9、甲8の1～9）によれば、被告各商品の形態は、いずれも、凸状部の表面の各辺に沿って溝部が設けられている構成であること（別紙被告商品形態1〔具体的構成態様〕（g）、別紙被告商品形態2〔具体的構成態様〕（e）、別紙被告商品形態3〔具体的構成態様〕（f）及び別紙被告商品形態4〔具体的構成態様〕（g））において、原告各商品の形態と相違するものの、その他の構成は原告各商品の形態と共通であることが認められる。

そして、上記相違点に係る被告各商品の溝部は、深さが浅く、幅も狭いものであり、証拠（甲15の2・3）によれば、ドアミラーにウinkerが設けられている自動車において、そのウinkerの周囲に取り付けられて実際に使用された際には、識別することができない程の微細な形状の差違であることが認められる。

そうすると、被告各商品は、原告各商品と実質的に同一の形態の商品であるというべきである。

(2) 被告は、原告各商品と同種の商品として株式会社MIYAMAの製造販売する商品（乙1、4及び5。以下「MIYAMA商品」という。）があり、これは原告各商品の形態と同様の形態である旨主張する。

そこで検討すると、そもそもMIYAMA商品の製造販売の開始時期は明らかではなく、少なくとも原告各商品に先行して販売されていたものであると認めるに足りる証拠はない。

また、別紙原告商品目録1の商品は、三角形状部材（別紙原告商品形態1

〔具体的構成態様〕(d))を有しており、底辺と斜辺の交差する先端部分が鋭角であるのに対し、証拠(乙1, 4, 5)によれば、上記原告商品に対応するMIYAMA商品(商品名(TOYOTA「キラ・メッキ」ウィンカーリング【T-Aタイプ】))は、三角形状部材に対応する部分の面積が上記原告商品の半分以下の大きさであり、底辺と斜辺の交差する先端部分も角が丸くなっており、一見して異なる形状であることが認められる。これらの差違からすると、上記原告商品と上記MIYAMA商品の形態が実質的に同一のものであるということとはできない。

他に、原告各商品とMIYAMA商品とが実質的に同一の形態であることを認めるに足りる証拠はない。

加えて、原告各商品の形態と自動車メーカーの純正品の形態が大きく異なること(甲16, 17, 弁論の全趣旨)も考慮すると、原告商品の形態について、自動車のドアミラー及びそれに備え付けられたウィンカーの形状によっておおよそ決定されるものであるとか、同種の商品に共通するありふれた形状であるなどということとはできない。

(3) 前記(1)のとおり、原告各商品と被告各商品は、実質的に同一の形態の商品であるということができ、前記(2)のとおり、原告各商品の形態について、同種の商品に共通するありふれた形状であるということとはできない。

そして、被告が、被告各商品を製造するに当たり、原告各商品の存在や形態について認識していたことを自認していること(答弁書3頁)からすれば、被告各商品は、原告各商品の形態に依拠して作り出されたものであると推認することができる。

以上によれば、被告各商品は、原告各商品の形態を模倣した商品であるというべきである(法2条5項)。

2 争点2(損害額)について

証拠(乙3, 6~8)によれば、被告は、被告各商品を合計800セット製造し、このうち85セットを販売したことが認められる。

また、被告各商品の1セット当たりの利益が少なくとも1000円であることについて当事者間に争いはないが、これを上回ることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告が被告の行為により受けた利益の額は8万5000円であり、原告は、同額の損害を被ったものと認められる(法5条2項)。

〔計算式〕 $1,000 \times 85 = 85,000$

3 結論

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．本件判決文には、原告商品と被告商品についての図面又は写真の添付がないから、実体を正確に把握して論ずることはできない。

しかし、判決によれば、被告の各商品形態はいずれも凸状部の表面の各辺に沿って溝部が設けられている構成態様であることは相違するものの、その他の構成態様は原告の各商品形態と共通するから、自動車のドアミラーのウィンカーの周囲に実際に使用された際には識別できないほどの繊細な形状の差異になっていることが認められると認定した。その結果、裁判所は、被告各商品は原告各商品と実質的に同一の形態の商品であると判断したのである。

2．被告は、原告各商品と他社商品とは実質的に同一であったと主張したが、この他社商品の製造販売の開始時期を明らかにした証拠がない以上、主張は否認された。

また、被告は、被告各商品を製造するに当たって原告各商品の存在や形態を認識していたことを自認しているから、被告各商品は原告各商品の形態に依拠して作り出したものであると、裁判所は推認した。

その結果、被告各商品は、原告各商品の形態を模倣した商品であると認定され、争点1は解決した。

3．争点2は損害額についてであるが、被告は800セットを製造し、このうち85セットを販売したことが認められたから、これに1セット当たりの利益分1000円を掛けた金額85,000円が損害額と認定された（法5条2項）。

他の残余商品については、全部廃棄せよとの判決が被告に対して執行されることになる。売れないで残った商品は、このような方法によって処分されることになる。

4．ところで、裁判所は、訴訟費用を3分し、その2を原告の、その1を被告の負担とすると命じたのはおかしいではないか。原告は全面勝訴したのだから、この逆であるべきで、全額を被告負担とするのが普通であるべきではないだろうか。しかし、裁判所は配分についての理由を説明していない。

これに対し、同一裁判所が同日に請求認容の判決を言渡しをした不正競争防止法事件では、訴訟費用の負担を5分し、その1を原告の、その余を被告の負担としている。（⇒C2-20）

〔牛木 理一〕